

概要版

富津市 男女共同参画計画

誰もが活躍でき 幸せに暮らせるまち ふつつ



令和5年3月
富津市

1 / 計画策定の目的

富津市では、2006（平成18）年当時の市の総合計画（基本構想）の将来都市像である「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」にふさわしい男女共同参画社会の実現を目指し、2006（平成18）年に「富津市男女共同参画計画 ～男女がふれあい支えあうまちの実現を目指して～」を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な施策・事業を展開してきました。

また、富津市男女共同参画のまちづくり条例（以下、「条例」という。）を2009（平成21）年4月1日から施行し、市、市民、事業者など市を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意しました。

この度、男女共同参画を取り巻く社会情勢を踏まえ、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、「富津市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



2 / 計画の性格

- ①本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- ②本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「富津市男女共同参画のまちづくり条例」第9条に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定しています。
- ③本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次千葉県男女共同参画基本計画」との整合を図り、「富津市みらい構想」をはじめとした関連諸計画との調和を保ちながら策定しました。
- ④本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村推進計画」として位置付けます。
- ⑤本計画は、「市民アンケート調査」による市民の意見や有識者等で構成する「富津市男女共同参画審議会」の意見等を反映し、策定しました。



3 / 計画の期間

計画期間は2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

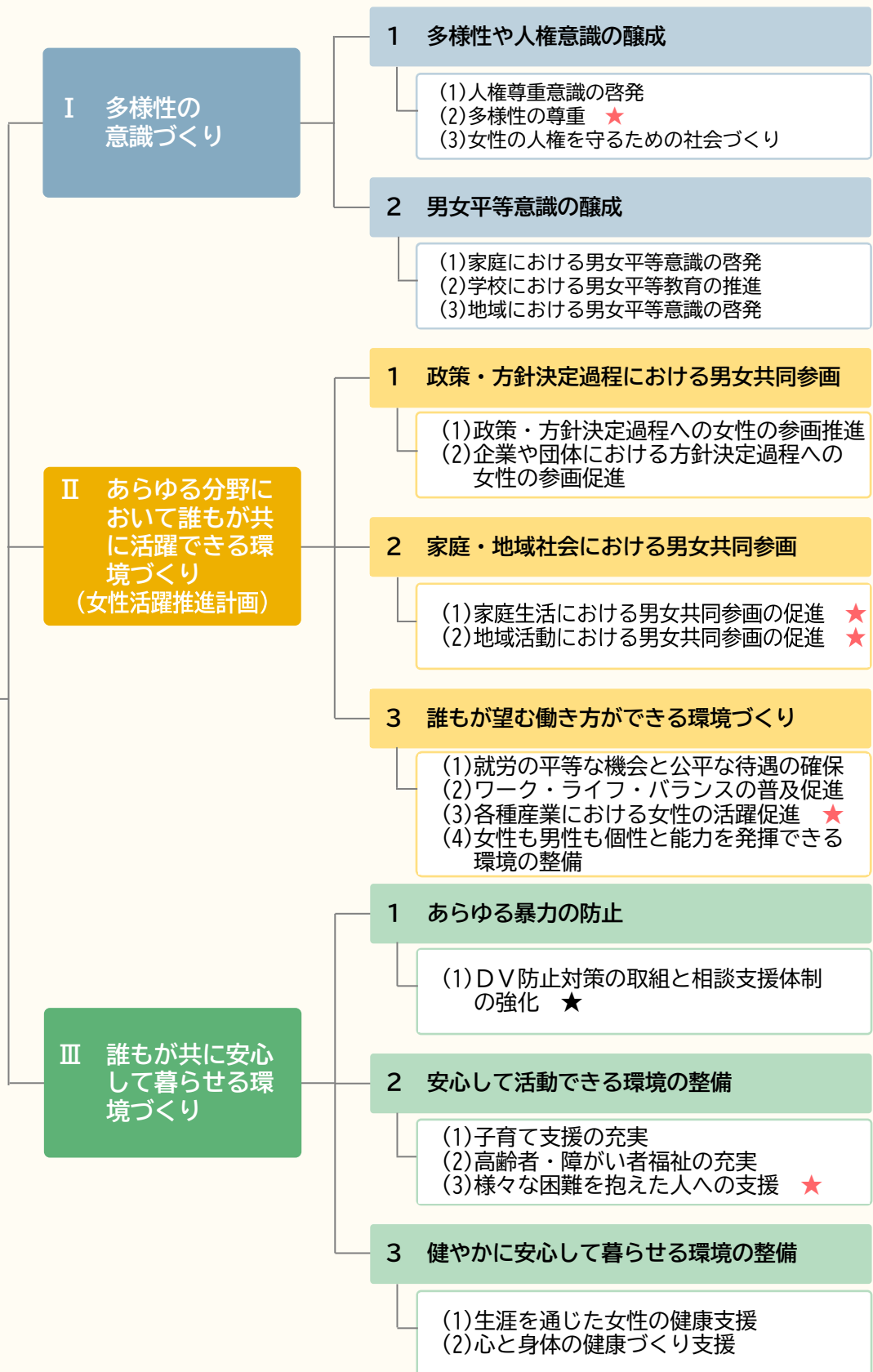
4 施策の体系

[キャッチフレーズ]

[基本目標]

[主要課題/施策の方向]

誰もが活躍でき幸せに暮らせるまち
ふっつ



★は、富津市の課題に対して重点的に行う施策や取組です。

主要課題1 多様性や人権意識の醸成

男女共同参画に関する理解を深まり、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組めます。

また、性的マイノリティ（LGBT等）に関する人権への配慮に向けて啓発を行うほか、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

加えて、外国にルーツを持つ方への理解を促進し、文化等の多様な価値観を地域の活力に生かしていく観点からも、多様性の理解促進を図ります。

- (1) 人権尊重意識の啓発
- (2) 多様性の尊重 **重点★**
- (3) 女性の人権を守るための社会づくり



主要課題2 男女平等意識の醸成

男女共同参画は自らの生き方に深く関わる問題であるという意識を持つことが大切です。そのため、ジェンダー醸成を図るため、家庭や地域における情報提供や啓発活動を積極的に推進します。

また、性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。また、学校教育、家庭教育、社会教育等、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。

- (1) 家庭における男女平等意識の啓発
- (2) 学校における男女平等教育の推進
- (3) 地域における男女平等意識の啓発



数値目標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、反対すると思う人の割合	61.7%	→ 70%
ジェンダー（社会的文化的につくられた性別）について内容まで知っている人の割合	43.1%	→ 60%
LGBT（性的マイノリティ）について内容まで知っている人の割合	42.8%	→ 60%
学校教育の場で平等だと感じる市民の割合	52.3%	→ 60%

主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、富津市特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

また、企業や市の関係団体等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- (2) 企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進



主要課題2 家庭・地域社会における男女共同参画

家事・育児・介護等の家庭生活への男性の参画を促進するため、男性に対する男女共同参画への趣旨や意義についての理解促進や意識改革を図ります。

男女が性別に関わらず様々な地域活動に参画できるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供を行うほか、多様化する地域の課題やニーズに対応していくため、一人ひとりがもつ知識や経験能力を十分に発揮でき、性別や年齢に関わらず地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となるよう男女共同参画の意識を啓発します。

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進 重点★
- (2) 地域活動における男女共同参画の促進 重点★



主要課題3 誰もが望む働き方ができる環境づくり

男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮できるよう、雇用者側への男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発を推進します。また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みが促進されるよう支援を行います。

さらに、女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取り組みや企業における女性のキャリアアップ支援等を行います。

- (1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保
- (2) ワーク・ライフ・バランスの普及促進
- (3) 各種産業における女性の活躍促進 **重点★**
- (4) 女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備



数値目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について内容まで知っている人の割合	21.9%	→ 50%
職場で平等だと感じる市民の割合	32.9%	→ 50%
家庭で平等だと感じる市民の割合	44.1%	→ 50%
地域活動の場で平等だと感じる市民の割合	30.4%	→ 50%

基本目標 III

誰もが共に安心して暮らせる環境づくり

主要課題1 あらゆる暴力の防止

富津市では、平成31年3月に、誰もが安心して暮らせる富津市を築くため、DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待への対応や施策の指針として位置付けた総合的なDV・虐待防止対策の計画である「富津市DV・虐待防止計画」を策定しています。

この計画に基づき、DV等に対する市民の理解・関心を深める取組や安心して相談できる体制づくり、被害者支援の体制づくり、地域との連携強化など取り組みを進めていきます。

- (1) DV防止対策の取組と相談支援体制の強化 **重点★**



主要課題2 安心して活動できる環境の整備

子育てに関する不安や負担感を解消するとともに、女性が子育て等を行いながらも、継続して就業したり、再就職するなど多様な働き方ができるような環境づくりを進めます。そのため、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの量と質の確保等のきめ細かな子育て支援を充実します。また、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取り組みの充実を図ります。

高齢者や障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者、性的マイノリティ（LGBT等）など、様々な困難を抱える人々が、安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、生きがいづくりや安心できる生活環境の確保等、総合的な支援を行います。

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 高齢者・障がい者福祉の充実
- (3) 様々な困難を抱えた人への支援 **重点★**



主要課題3 健やかに安心して暮らせる環境の整備

女性一人ひとりが、健康を守りながら妊娠・出産を実現するなど様々な生き方を、女性自身が自由に決められるよう、性と生殖に関する健康・権利を啓発するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健康支援を行うため、妊娠・出産・育児に関する相談・指導等の母子保健施策の充実を図ります。

また、男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、ライフステージに応じた主体的な心身の健康管理及び保持増進に向けた、健康相談や健康学習の支援、生涯スポーツの推進等を充実します。

- (1) 生涯を通じた女性の健康支援
- (2) 心と身体の健康づくり支援



数値目標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
ドメスティック・バイオレンス（DV）について内容まで知っている人の割合	63.8%	70%
DVの被害を受けてもどこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）人の割合	49.0%	0%

具体的取組一覧

<p>基本目標Ⅰ 多様性の意識づくり</p> <p>1 多様性や人権意識の醸成</p> <p>(1)人権尊重意識の啓発 ①男女共同参画に関する講演会や講座等の開催 ②広報紙等を通じた男女共同参画に関する意識啓発 ③男女共同参画に関する職員研修の実施 ④人権尊重に係る意識啓発の推進 ⑤人権を守るための職員研修の実施</p> <p>(2)多様性の尊重 重点★ ①性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解促進及び支援 ②パートナーシップ制度導入に向けた検討・研究 ③外国にルーツを持つ人々への理解の促進</p> <p>(3)女性の人権を守るための社会づくり ①市の刊行物を男女共同参画の視点をもって点検・作成 ②男女共同参画に関する講演会や講座等の開催 ③職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を促進すべく経済団体等への啓発</p> <p>2 男女平等意識の醸成</p> <p>(1)家庭における男女平等意識の啓発 ①家庭教育に関する相談の実施 ②男女共同参画の視点に立った保育士研修の実施</p> <p>(2)学校における男女平等教育の推進 ①男女平等意識の醸成と発達段階に応じた人権尊重教育の充実 ②性別にとらわれず、個性を生かす教育の充実 ③望ましい職業観・勤労観を培うキャリア教育の充実 ④校内組織の確立と職員研修の充実</p> <p>(3)地域における男女平等意識の啓発 ①男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ②男女共同参画支援に関する啓発活動の実施</p>	<p>3 誰もが望む働き方ができる環境づくり</p> <p>(1)就労の平等な機会と公平な待遇の確保 ①男女雇用機会均等法など法制度の周知・啓発 ②就労に関する情報の収集・提供</p> <p>(2)ワーク・ライフ・バランスの普及促進 ①労働時間短縮に関する啓発活動の実施 ②ワーク・ライフ・バランスの普及促進 ③職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施 ④男性の育児休業の取得促進、普及・啓発及び制度構築の検討 ⑤富津市特定事業主行動計画（次世代育成支援対策）の推進</p> <p>(3)各種産業における女性の活躍促進 重点★ ①各種産業における創業しやすい環境の整備 ②就農希望者への支援 ③農業における家族経営協定締結の促進 ④千葉県農山漁村における男女共同参画基本方針の推進</p> <p>(4)女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備 ①男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知・啓発 ②県や関係機関による能力開発研修等の情報提供 ③就労に関する情報の収集・提供</p>
<p>基本目標Ⅱ あらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）</p> <p>1 政策・方針決定過程における男女共同参画</p> <p>(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進 ①審議会等委員への女性参画の拡大 ②審議会等委員への女性参画状況の定期的調査の実施 ③市女性管理職の登用の推進 ④市女性職員の能力開発のための研修の実施 ⑤女性リーダー養成講座の開催</p> <p>(2)企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進 ①企業・関係団体等への女性の参画拡大についての働きかけ ②男女の雇用に係る法制度の周知</p> <p>2 家庭・地域社会における男女共同参画</p> <p>(1)家庭生活における男女共同参画の促進 重点★ ①父親の子育てに関する学習機会の提供 ②家族で参加できる事業の充実 ③父親の育児参加を促進する機運の醸成</p> <p>(2)地域活動における男女共同参画の促進 重点★ ①地域の各種団体における女性役員の就任の促進 ②自主防災組織における女性の参加の促進 ③女性の視点を踏まえた避難所の運営体制の充実 ④消防団への女性入団の促進</p>	<p>基本目標Ⅲ 誰もが共に安心して暮らせる環境づくり</p> <p>1 あらゆる暴力の防止</p> <p>(1)DV防止対策の取組と相談支援体制の強化 重点★ ①富津市DV・虐待防止計画の推進</p> <p>2 安心して活動できる環境の整備</p> <p>(1)子育て支援の充実 ①富津市子ども・子育て支援事業計画の推進 ②子育て支援サービスに関する情報提供 ③子育てに関する相談業務の実施 ④ひとり親家庭等への支援 ⑤保育環境の整備と多様なサービスの提供</p> <p>(2)高齢者・障がい者福祉の充実 ①富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画の推進 ②高齢者福祉・介護サービスに関する情報提供 ③介護等に関する相談業務の実施 ④「富津市いきいき百歳体操」グループ等の自主活動への支援 ⑤障がい者（児）への福祉サービスの提供 ⑥障がい者（児）への相談事業の実施</p> <p>(3)様々な困難を抱えた人への支援 重点★ ①生活困窮者への支援 ②その他の様々な困難を抱えた人への支援</p> <p>3 健やかに安心して暮らせる環境の整備</p> <p>(1)生涯を通じた女性の健康支援 ①女性が自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発 ②女性のライフサイクルに合わせた健康教育・指導及び健康相談の実施</p> <p>(2)心と身体の健康づくり支援 ①精神保健相談の実施 ②妊娠、出産、育児に関する相談の実施 ③各種健康診査・検診の実施 ④健康教育・指導及び健康相談の実施 ⑤スポーツを通じての健康増進の推進</p>

富津市男女共同参画計画【概要版】

令和5年3月

発行：富津市 総務部 企画課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地

電話：0439-80-1223 F A X：0439-80-1350